

獣医学研究科 獣医学専攻（課程博士）

学位授与申請資格・学位審査基準

1. 学位授与申請資格

学位申請する博士論文の主要な内容が、インパクトファクター（IF）値を有する学術雑誌に、申請者を筆頭著者^{*1}として1報以上掲載（受理を含む）されていること。

次の両方の条件を満たす場合は、大学院学則第33条のただし書きにある「優れた研究業績を上げた者」として、期間短縮の申請を可能とする。

- 1) 国内学会で2回以上および国際学会で1回以上の発表経験を有する場合。
- 2) 申請者を筆頭著者^{*1}とする投稿論文が2報以上あり、それらの雑誌のIF値の合計が5以上である場合。

^{*1} 共同筆頭著者も可

2. 学位論文審査手続き

1) 審査手続き

学位論文の審査は、審査委員会による第1次審査（個別審査）と第2次審査（論文発表会と研究科教授会における審査）および最終試験を経て、研究科教授会での投票により行う。

2) 第1次審査

審査委員による論文の精査の後、申請者との面接等により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。第1次審査で申請論文が可と評価された場合、第2次審査を行うものとする。

3) 第2次審査

研究科教授会の構成員全員にあらかじめ博士論文を回覧後、論文発表会を開き、研究科教授会で可否を判断する。

3. 学位論文審査の審査項目と評定基準

1) 審査項目

第1次審査では項目（1）～（4）、第2次審査では項目（1）～（5）で審査する。

- （1）学術的な重要性・妥当性
- （2）研究計画・研究方法の妥当性
- （3）研究の独創性・革新性
- （4）博士論文の構成・体裁
- （5）プレゼンテーションの能力

2) 評定基準

（1）第1次審査

審査委員全員がすべての審査項目が基準に達すると評価した場合を可とする。

（2）第2次審査

研究科教授会の構成委員が可否を判断する。研究科教授会で出席者の3分の2以上の可と評価した場合を合とする。